○北海道警察本部及び方面本部文書審査規程の運用について

令和５年３月28日

道本務第5023号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道警察本部及び方面本部における文書の審査については、北海道警察本部及び方面本部文書審査規程（昭和44年警察本部訓令第25号）に基づき実施しているところであるが、この度、審査の対象となる文書の見直しを行い、令和５年４月１日以後は、次のとおり実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察本部及び方面本部文書審査規程の制定について」（平27．３．23道本務第6681号）は、同日付けで廃止する。

記

第１　見直しの要点

警務部長の審査を省略することができる文書を追加した。

第２　解釈及び運用方針

項　　目	解釈及び運用方針
１　趣旨（第１条関係）	「文書の審査」とは、起案文書の実質及び形式についてその適否を審査するものであり、文書審査委員会（以下「委員会」という。）及び警務部長（方面本部にあっては警務課長。以下同じ。）は、文書の審査を通じて、警察本部又は方面本部における警察運営上の調整を行うものである。
２　文書審査委員会（第２条関係）	⑴　警察本部の委員会の委員に各部の庶務担当課長を充てる趣旨は、各部における調整的業務を所掌している庶務担当課の役割りを考慮したためである。 　また、方面本部長は、必要と認める数の委員を指名するものとする。 ⑵　「支障があるとき」とは、休暇、出張等により不在となる場合等をいう。 ⑶　「あらかじめ委員長が指名した委員」とは、警察本部にあっては警務課長、方面本部にあってはその都度指名する者とする。
３　文書の審査（第３条関係）	⑴　「委員会の審査」とは、委員長以下各委員により合議体として審査することをいい、「警務部長の審査」とは、成案文書の審査事務を所掌する主管部（課）長としての立場において審査することをいう。 ⑵　警務部長の審査を要する通達文書（有効期間が長期のものを除く。）の案は、次のとおりとする。 ア　警察運営の方針に関するもの イ　勤務制度・勤務時間に関するもの ウ　事務処理の基準に関するもの エ　その他警務部長が必要と認めるもの

	⑶　警務部長の審査を省略することができるものは、次のとおりとする。 ア　公安委員会告示案 ㈠　聴聞会開催に関する告示 ㈡　裁決（決定）書の謄本送付不能の場合における告示 ㈢　少年指導委員の委嘱に関する告示 ㈣　遊技機の認定及び型式の検定等に関する告示 ㈤　警備業法の規定に基づく講習の実施に関する告示 ㈥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する告示 ㈦　駐車監視員資格者講習の実施に関する告示 ㈧　技能検定員及び教習指導員審査の実施に関する告示 ㈨　運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査を行う者の認定（変更）に関する告示 ㈩　特定講習を行う者の指定（変更）に関する告示 イ　警察本部告示案 ㈠　入札の実施に関する告示 ㈡　警察官採用試験の実施に関する公告
4　委員会による審査の方法（第４条関係）	⑴　委員会による実質的審査が効果的に行われるようにするため、審査に付す前に案件を警務課に提出して事前審査を受け、所要の形式を整えてから委員会の審査を受けるものとする。 ⑵　持ち回りによる審査は、案件の主管課長又は起案者等が委員長及び各委員に持ち回り、その内容を説明して受けるものとする。 ⑶　回覧による審査は、特にやむを得ない場合のみに限るものとする。 ⑷　文書の審査と合議は、本来その意義を異にしているが、委員会の審査を受けるもののうち、委員が関係課長として合議済みの案件については、事務能率を考慮してその委員の審査を省略することができる。
5　審査の手続（第５条関係）	⑴　案件の主管部長又は課長が、当該文書の審査を求めるときは、関係する部課長の合議を経た後に行うこと。 ⑵　審査を受ける文書に添える資料は、おおむね次のとおりとする。 ア　制定若しくは改廃の理由又は根拠法令 イ　新旧対照表 ウ　基本となる通達、行政実例又は判例 エ　都府県警察の状況、比較等 オ　その他参考となる資料

	⑶　会議による審査に付する案件は、おおむね１週間前までにその写しを所要部数警務課に提出すること。 ⑷　会議による審査には、原則として案件の主管部長若しくは課長又はその代理者が出席して説明すること。
６　報告（第６条関係）	特に重要な案件を審査したときは、更に総合的調整を行って警察運営の円滑を期するため、その結果を部長会議（方面本部にあっては課長会議）を経て警察本部長又は方面本部長に報告すること。